

株 主 各 位

東京都台東区東上野一丁目7番15号
株式会社エヌ・ピー・シー
代表取締役社長 伊 藤 雅 文

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙を、2019年11月27日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 日 時 | 2019年11月28日(木曜日)午前10時
(受付開始時刻 午前9時) |
| 2. 場 所 | 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号
ホテルラングウッド 2階 飛翔の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 1. 第27期(2018年9月1日から2019年8月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第27期(2018年9月1日から2019年8月31日まで)計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項
第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の提供書面記載のもののほか、「連結注記表」及び「個別注記表」も含まれております。

当社ウェブサイト <https://www.npcgroup.net/ir/stock-information/shareholders-mtg>

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに修正後の事項を掲載させていただきます。

【ご案内】

株主総会終了後、株主の皆様の本社に対する理解をより深めていただくため、同会場において「会社説明会」を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2018年9月1日から)
(2019年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、輸出や生産に弱さもみられましたが、雇用環境や所得環境の改善が続く中で、景気は引き続き緩やかな回復傾向が継続しました。しかしながら、中国経済の減速や米中貿易摩擦の激化、中東情勢の緊迫化が懸念されるなど不確実性の影響もあり、世界経済は先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループが属する太陽電池業界におきましては、発電コストの低下により太陽光発電の経済性が向上していること、米国やインドを中心に再生可能エネルギーの導入割合を設定する各種政策が実施されていること、また、主に欧米におけるE S G投資を背景としたR E 100加盟企業等の取り組みが後押しとなり、世界的に太陽電池市場は継続して成長しております。特に当社が注力している米国市場では、各種政策や各州のR E 100実現に向けた取り組みの効果で引き続き堅調に太陽電池の設置が進んでおり、米国の主要顧客の設備投資が堅調に推移したことで、当社の受注高は拡大いたしました。国内では、固定価格買取制度の見直しに向けた議論がされておりますが、認定済で未設置のメガソーラー（大規模太陽光発電所）は多数あり、日本各地で順次建設されております。また、昨年は主に自然災害の影響で太陽光パネルの廃棄量が想定以上に増加したことから、廃棄パネルの適正なりサイクル方法や処理体制の整備に対する意識は更に高まっております。

このような状況下、当連結会計年度の売上高は概ね予定どおりの6,878,773千円(前期比434,673千円の増加)となりました。利益面では、営業利益は686,961千円(前期比180,501千円の増加)、経常利益は659,146千円(前期比200,882千円の増加)となりました。なお、繰延税金資産が増加したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は680,830千円(前期比270,218千円の増加)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

イ．装置関連事業

装置関連事業においては、太陽電池製造装置において米国の主要顧客向け大型ラインが予定どおり順調に売上計上され、自動化・省力化装置の実績も拡大したことや、部品の販売も好調となり、売上高は6,402,270千円(前期比236,351千円の増加)となりました。また、人件費が増加した一方で、それ以上の原価低減を達成して利益を確保し、営業利益は1,150,020千円(前期比172,272千円の増加)となりました。

ロ．環境関連事業

環境関連事業においては、太陽光発電所の工期遅れが原因で実施できなかった検査サービスが一部あったものの、リユースパネルの販売が大きく予想を上回り好調となったことや、パネル解体装置の第1号ラインを予定どおり売上計上したことで、売上高は476,503千円(前期比198,322千円の増加)となりました。また、人件費が増加した一方で、付加価値が高いサービスにより高利益率を確保したことで、営業利益は70,956千円(前期比47,752千円の増加)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は、32,925千円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

環境関連事業 太陽光パネルリサイクル装置 21,052千円

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

装置関連事業 モジュール製造ライン等 82,788千円

③ 資金調達の状況

イ. 機動的かつ効率的な資金調達を目的に、金融機関2行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額 2,000,000千円

借入実行残高 ー千円

差引額 2,000,000千円

ロ. 機動的かつ効率的な資金調達を目的に、金融機関1行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 500,000千円

借入実行残高 ー千円

差引額 500,000千円

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 24 期 (2016年 8 月期)	第 25 期 (2017年 8 月期)	第 26 期 (2018年 8 月期)	第 27 期 (当連結会計年度) (2019年 8 月期)
売上高 (千円)	3,996,650	4,765,223	6,444,100	6,878,773
営業利益 (千円)	116,598	590,463	506,460	686,961
経常利益 (千円)	81,261	498,358	458,264	659,146
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失(△) (千円)	△122,809	282,908	410,612	680,830
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△5.57	12.83	18.62	30.87
総資産 (千円)	10,611,292	7,937,933	8,059,073	7,922,300
純資産 (千円)	5,078,347	5,374,538	5,785,897	6,420,834
1株当たり純資産額 (円)	230.29	243.72	262.38	291.17

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 24 期 (2016年 8 月期)	第 25 期 (2017年 8 月期)	第 26 期 (2018年 8 月期)	第 27 期 (当事業年度) (2019年 8 月期)
売上高 (千円)	3,979,500	4,754,088	6,433,309	6,803,273
営業利益 (千円)	146,719	596,893	478,651	625,376
経常利益 (千円)	79,433	607,823	435,164	596,144
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△131,701	396,284	392,850	628,720
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△5.97	17.97	17.81	28.51
総資産 (千円)	10,410,854	7,833,313	7,916,640	7,743,457
純資産 (千円)	4,872,918	5,269,202	5,662,052	6,246,669
1株当たり純資産額 (円)	220.97	238.94	256.76	283.27

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
NPC America Corporation	7,979千円 (70千USD)	100%	太陽電池製造装置の販売支援・保守サービス

(4) 対処すべき課題

当社グループは既存の事業を強化・拡大し、かつ、事業を多角化させていくことにより変化に強い企業を目指しております。そのような方針の下、それぞれの事業において以下のとおり対処すべき課題を定めております。

① 装置関連事業

装置関連事業で当社が取り扱う主な製品・サービスは、太陽電池製造装置及び自動化・省力化装置であります。

太陽電池製造装置については、主要顧客である米国の太陽電池メーカーへ顧客の要望に応じた製品を安定的に供給することと納入後のテクニカルサポートをより充実させることが求められます。そのために、生産効率の向上とサプライチェーンを充実させることによって安定的な生産体制を構築するとともに技術者の増強とレベルアップを図ってまいります。また、その他の次世代又は高品質パネルを製造する米国の新興太陽電池メーカーに対しては、経験を活かしてより技術を高め、高性能な装置の提供をしております。

自動化・省力化装置については、太陽電池以外の業界に向けて、次なる事業の柱へと成長させるべく引き続き実績を増やしてまいります。そのために、これまで培った技術の更なるレベルアップを図り、顧客満足度を上げるとともに松山工場の生産能力とラインエンジニアリング技術を活かして実績を更に積み上げてまいります。また、国内のみならず当社の得意とする米国市場を中心に海外展開も図ってまいります。

② 環境関連事業

環境関連事業で当社が取り扱う主な製品・サービスは、太陽光発電所の検査サービス及び太陽光パネルのリユース・リサイクルであります。

太陽光発電所の検査サービスについては、全国にわたって設置される太陽光発電所に対応するためにパートナー企業を増やして検査ネットワーク体制を充実させ、また、市場ニーズに合った検査メニューを増やしてまいります。今後、設置される大規模発電所を中心に使用前自主検査及び定期検査を請け負い、安定的かつ継続的な業績を目指してまいります。

太陽光パネルのリユース・リサイクルについては、業界でのネットワークを更に拡大し、回収するパネルの量を増やしていく必要があります。回収したリユースパネルの販売については、国内のみならず海外への販売を広げていくことにより実績を積み上げてまいります。また、パネルリサイクルは、当社松山工場での中間処理業の実績を積み上げながら、市場ニーズに合った解体装置の開発及び提供を行ない、将来大量に排出されるパネルを循環させる体制づくりに取り組むことにより安定的な事業を構築してまいります。

(5) 主要な事業内容(2019年8月31日現在)

事業区分	区 分	事業内容
装置関連事業	太陽電池製造装置	主に米国を中心とした太陽電池メーカーに対して、高性能な太陽電池を製造するための製造装置及び一貫製造ラインを提供しております。
	自動化・省力化装置	自動車業界、電子部品業界、ディスプレイ業界等の太陽電池以外のさまざまな業界に対して、自動化装置や省力化装置を提供しております。
環境関連事業	太陽光発電所の検査サービス	全国の大規模太陽光発電所を中心に現地での検査サービスとして使用前自主検査（竣工前検査）や定期検査等を実施しております。また、太陽光パネルの検査機器も提供しております。
	太陽光パネルのリユース	太陽光発電所等から排出され、再利用可能と判断したパネルをリユース品として国内外に販売しております。
	太陽光パネルのリサイクル	当社独自技術である「ホットナイフ分離法」を搭載した太陽光パネルの解体装置を産業廃棄物業者に提供しております。また、松山工場では当該解体ラインを用いて太陽光パネルの中間処理を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場(2019年8月31日現在)

① 当社

区 分	所 在 地
本 社	東京都台東区
工 場	松山工場：愛媛県松山市

② 子会社

会 社 名	所 在 地
NPC America Corporation	米国・ニュージャージー州

(7) **従業員の状況**(2019年8月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
装置関連事業	101(18)名	10名減(3名増)
環境関連事業	13(0)名	増減なし(増減なし)
全社(共通)	45(8)名	13名増(3名増)
合計	159(26)名	3名増(6名増)

(注) 従業員数は就業人員であり、有期雇用・パート・派遣社員は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
156(25)名	2名増(5名増)	39.5歳	9.4年

(注) 従業員数は就業人員であり、有期雇用・パート・派遣社員は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**(2019年8月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 株式の状況(2019年8月31日現在)

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 54,400,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 22,052,426株 |
| (3) 株主数 | 7,370名 |
| (4) 大株主(上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
隣 良 郎	1,904,640株	8.64%
伊 藤 雅 文	1,835,720株	8.32%
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,560,000株	7.07%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	929,166株	4.21%
B N Y G C M C L I E N T A C C O U N T J P R D A C I S G (F E - A C)	676,874株	3.07%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	647,600株	2.94%
B N Y M S A / N V F O R B N Y M F O R B N Y G C M C L I E N T A C C O U N T S M L S C B R D	450,000株	2.04%
資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (証 券 投 資 信 託 口)	430,300株	1.95%
陰 山 理 枝	382,000株	1.73%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	320,000株	1.45%

(注) 持株比率は自己株式(435株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況(2019年8月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	伊 藤 雅 文	
専 務 取 締 役	廣 澤 一 夫	管理本部長
常 務 取 締 役	矢 内 利 幸	事業本部長
取 締 役	寺 田 健 治	
常 勤 監 査 役	世 羅 靖 久	
監 査 役	柿 本 輝 明	弁護士 株式会社ホープ 社外取締役
監 査 役	新 保 博 之	公認会計士

- (注) 1. 取締役寺田健治氏は社外取締役であります。
2. 監査役柿本輝明氏、監査役新保博之氏は社外監査役であります。
3. 監査役新保博之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2018年11月29日開催の第26期定時株主総会終結の時をもって、取締役秋田純一氏は任期満了により退任いたしました。
5. 当社は、取締役寺田健治氏、監査役柿本輝明氏、監査役新保博之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 2018年11月29日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。
- | | | |
|-------|----------------|-------|
| (氏名) | (異動後) | (異動前) |
| 廣澤 一夫 | 専務取締役
管理本部長 | 専務取締役 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	5名	83,210千円(うち、社外取締役1名2,400千円)
監 査 役	3名	9,600千円(うち、社外監査役2名3,600千円)
合 計	8名	92,810千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年11月29日開催の第14期定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年11月29日開催の第14期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度末現在の取締役は4名(うち社外取締役は1名)、監査役は3名(うち社外監査役は2名)であります。
4. 上記の取締役の員数及び報酬等の総額には、2018年11月29日開催の第26期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役柿本輝明氏は、株式会社ホープの社外取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
- ・ 取締役 寺田健治氏
当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、製造業における豊富な経験・知見から適宜発言を行なっております。
 - ・ 監査役 柿本輝明氏
当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会13回の全てに出席し、経営の監視・監督を行ない、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行なっております。
 - ・ 監査役 新保博之氏
当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会13回の全てに出席し、経営の監視・監督を行ない、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行なっております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る報酬等の額	27,000千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算出基準等が適切であるかどうかについて必要な検証を行なった上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当事業年度に係る上記報酬以外に、前事業年度に係る追加報酬2,000千円があります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、当社及び子会社の企業活動の前提が法令、定款及び社会倫理の順守であることを、代表取締役社長が、役職者はじめ全使用人に継続的に伝達し徹底させる。
- ・当社は、当社グループを横断的に統括する、代表取締役社長を総責任者とする「内部統制委員会」を設置し、コンプライアンス・リスク管理体制の構築及び維持・向上にあたる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い保存する。取締役及び監査役は、必要に応じて、これらの文書を閲覧できるものとする。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社のリスク管理全体の統括は「内部統制委員会」がこれを行ない、当社グループの横断的なリスク管理体制を整備するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ・取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な事項に関する迅速な意思決定を行なうものとする。
- ・取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるものとする。
- ・中期経営計画及び年度経営計画を策定し、業務執行の方針と計数目標を定め、各部門において目標達成のために活動し、定期的にレビューを行なう。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社の子会社に対する管理については、「関係会社管理規程」に従い、「関係会社管理規程」に規定された部署及び「内部統制委員会」が連携して、グループ管理の整備を行なうものとする。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役の意見を尊重した上で行なうものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- ・取締役及び使用人は当社及び子会社の業務又は業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反もしくは不正行為等の事実、又は当社及び子会社に損害を及ぼす事実を知ったときは、遅延なく報告するものとする。なお、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し、報告を求めることができるものとする。
 - ・監査役は、取締役会の他、業務執行状況を把握するため、必要に応じて当社及び子会社の会議に出席し、取締役及びその使用人にその説明を求めることができるものとする。
 - ・監査役は、代表取締役社長との定期的な意見交換を行ない、意思の疎通を図ると同時に、会計監査人、内部監査部門との情報交換に努め、当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。
 - ・当社は、監査役から職務執行に必要な費用の前払、債務の処理等を請求された場合には、当該職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、速やかに処理するものとする。
- (8) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
使用人等からの監査役への通報については、通報者情報を保護するとともに、当該通報者に対する不利益な取り扱いを禁止する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ・当社は、法令順守・環境保護・企業倫理の徹底を目的として制定した「株式会社エヌ・ピー・シー企業行動規範」において、反社会的勢力との関係遮断についても明文化し、全役職員に周知徹底を図る。
- ・なんらかの疑義を察知した場合は個別に対応せず、速やかに管理本部長又は、代表取締役社長に報告することとしており、問題が検知された場合は顧問弁護士や警察に相談した上で組織的に対応する。
- ・取引先等については、取引開始前及び毎期継続的に信用調査機関や新聞記事検索等による調査、地域企業からの情報収集等による確認を行ない、各部署が相互にチェックする社内体制を構築する。
- ・業務手順書において想定されるリスクと回避策を規定し、日々の業務運営の中でリスク認識・検知・排除に努める。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 内部統制全般

代表取締役社長を総責任者とする内部統制委員会を、当事業年度は12回開催いたしました。当委員会には、取締役、常勤監査役、内部監査室、管理部門の部長が参加し、当社グループの内部統制システムの整備・運用状況をタイムリーに確認し、必要に応じて改善活動を実施しております。

また、代表取締役社長からの通達により、当社グループの使用人に対して内部統制全般の継続的な周知徹底を図り、高い意識を維持できるよう取り組んでおります。

② コンプライアンス関連

「株式会社エヌ・ピー・シー企業行動規範」を定め、ステークホルダーの立場の尊重について規定し、役員及び全使用人に継続的に伝達し浸透させております。また、役員及び全使用人が法令を順守することはもとより、社内規程を順守し、社会規範を尊重し企業理念に則った行動をとるため、一人ひとりが特に留意すべき事項をまとめた「企業倫理要領」を定めております。

③ 取締役の職務執行

当事業年度は16回の取締役会を開催し、重要事項に関する迅速な意思決定及び職務執行状況及び経営計画等の進捗状況等について報告を実施しております。また、組織規程に業務分掌や職務権限を定め、効率的な業務の遂行及び責任の明確化を図っております。

④ 監査役関連

全監査役による取締役会への出席に加え、常勤監査役による内部統制委員会及びその他の重要会議への出席を通じて、内部統制の整備・運用状況を確認しております。また、必要に応じて会計監査人又は内部監査室等と情報交換を実施することで、内部統制システム全般をモニタリングしております。

⑤ 反社会的勢力の排除

反社会的勢力が混入するリスク及びそれらのリスクの排除手順について、「反社会的勢力の排除に関する運用要領」を定めて運用しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2019年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,815,148	流 動 負 債	1,480,785
現 金 及 び 預 金	719,251	買 掛 金	264,655
売 掛 金	2,221,078	電 子 記 録 債 務	614,353
電 子 記 録 債 権	13,048	リ ー ス 債 務	79,558
仕 掛 品	531,258	未 払 法 人 税 等	4,149
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	83,957	前 受 金	199,203
そ の 他	258,445	賞 与 引 当 金	73,816
貸 倒 引 当 金	△11,891	受 注 損 失 引 当 金	41,084
固 定 資 産	4,107,152	そ の 他	203,964
有 形 固 定 資 産	3,908,394	固 定 負 債	20,681
建 物 及 び 構 築 物	2,260,294	退職給付に係る負債	20,681
機 械 及 び 装 置	70,017	負 債 合 計	1,501,466
土 地	1,548,050	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	30,033	株 主 資 本	6,393,033
無 形 固 定 資 産	13,626	資 本 金	2,812,461
そ の 他	13,626	資 本 剰 余 金	2,734,875
投 資 其 他 の 資 産	185,131	利 益 剰 余 金	846,128
繰 延 税 金 資 産	127,537	自 己 株 式	△431
そ の 他	57,594	その他の包括利益累計額	27,800
資 産 合 計	7,922,300	為 替 換 算 調 整 勘 定	27,800
		純 資 産 合 計	6,420,834
		負 債 純 資 産 合 計	7,922,300

連結損益計算書

(2018年9月1日から
2019年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		6,878,773
売上原価		5,216,566
売上総利益		1,662,207
販売費及び一般管理費		975,245
営業利益		686,961
営業外収益		
受取利息	30	
業務受託料	1,360	
補助金収入	570	
還付加算金	381	
スクラップ売却益	1,784	
その他の	431	4,558
営業外費用		
支払利息	6,993	
為替差損	3,833	
支払手数料	20,694	
その他の	853	32,374
経常利益		659,146
税金等調整前当期純利益		659,146
法人税、住民税及び事業税	32,707	
法人税等調整額	△54,391	△21,683
当期純利益		680,830
親会社株主に帰属する当期純利益		680,830

連結株主資本等変動計算書

(2018年9月1日から
2019年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2018年9月1日期首残高	2,812,461	2,734,875	209,402	△431	5,756,307
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△44,103	－	△44,103
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	680,830	－	680,830
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	636,726	－	636,726
2019年8月31日期末残高	2,812,461	2,734,875	846,128	△431	6,393,033

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
2018年9月1日期首残高	29,589	29,589	5,785,897
連結会計年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当	－	－	△44,103
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	680,830
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△1,789	△1,789	△1,789
連結会計年度中の変動額合計	△1,789	△1,789	634,936
2019年8月31日期末残高	27,800	27,800	6,420,834

貸 借 対 照 表

(2019年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,628,489	流 動 負 債	1,476,107
現 金 及 び 預 金	707,438	買 掛 金	264,151
売 掛 金	2,046,852	電 子 記 録 債 務	614,353
電 子 記 録 債 権	13,048	リ ー ス 債 務	79,558
仕 掛 品	531,258	未 払 金	84,522
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	76,966	未 払 費 用	87,336
前 払 費 用	40,528	前 受 金	198,660
未 収 消 費 税	38,065	預 り 金	32,244
そ の 他	178,663	賞 与 引 当 金	73,816
貸 倒 引 当 金	△4,332	受 注 損 失 引 当 金	41,084
固 定 資 産	4,114,968	そ の 他	379
有 形 固 定 資 産	3,908,394	固 定 負 債	20,681
建 物	2,259,628	退 職 給 付 引 当 金	20,681
構 築 物	665		
機 械 及 び 装 置	70,017	負 債 合 計	1,496,788
車 輜 運 搬 具	7,600	(純 資 産 の 部)	
工 具、器 具 及 び 備 品	22,432	株 主 資 本	6,246,669
土 地	1,548,050	資 本 金	2,812,461
無 形 固 定 資 産	13,626	資 本 剰 余 金	2,734,875
特 許 権	1,032	資 本 準 備 金	2,734,875
ソ フ ト ウ ェ ア	12,593	利 益 剰 余 金	699,763
投 資 そ の 他 の 資 産	192,947	そ の 他 利 益 剰 余 金	699,763
関 係 会 社 株 式	27,688	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	24,106
出 資 金	10	別 途 積 立 金	30,635
繰 延 税 金 資 産	127,156	繰 越 利 益 剰 余 金	645,021
保 険 積 立 金	22,211	自 己 株 式	△431
そ の 他	15,881	純 資 産 合 計	6,246,669
資 産 合 計	7,743,457	負 債 純 資 産 合 計	7,743,457

損 益 計 算 書

(2018年 9 月 1 日から
2019年 8 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,803,273
売 上 原 価		5,205,815
売 上 総 利 益		1,597,457
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		972,081
営 業 利 益		625,376
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7	
業 務 受 託 料	1,360	
補 助 金 収 入	570	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	1,784	
そ の 他	812	4,534
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,993	
為 替 差 損	5,225	
支 払 手 数 料	20,694	
そ の 他	853	33,766
経 常 利 益		596,144
税 引 前 当 期 純 利 益		596,144
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	23,987	
法 人 税 等 調 整 額	△56,563	△32,576
当 期 純 利 益		628,720

株主資本等変動計算書

(2018年9月1日から
2019年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金						
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計			
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
2018年9月1日期首残高	2,812,461	2,734,875	2,734,875	24,944	30,635	59,567	115,146	△431	5,662,052	
事業年度中の変動額										
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	△44,103	△44,103	－	△44,103	
固定資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	△837	－	837	－	－	－	
当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	628,720	628,720	－	628,720	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△837	－	585,454	584,616	－	584,616	
2019年8月31日期末残高	2,812,461	2,734,875	2,734,875	24,106	30,635	645,021	699,763	△431	6,246,669	

	純資産合計
2018年9月1日期首残高	5,662,052
事業年度中の変動額	
剰余金の配当	△44,103
固定資産圧縮積立金の取崩	－
当期純利益	628,720
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	－
事業年度中の変動額合計	584,616
2019年8月31日期末残高	6,246,669

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年10月28日

株式会社エヌ・ピー・シー

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山川 幸康 (印)

業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 賢治 (印)

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エヌ・ピー・シーの2018年9月1日から2019年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌ・ピー・シー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年10月28日

株式会社エヌ・ピー・シー

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山川 幸康 (印)

業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 賢治 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エヌ・ピー・シーの2018年9月1日から2019年8月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年9月1日から2019年8月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施致しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年10月30日

株式会社エヌ・ピー・シー 監査役会

常勤監査役 世羅 靖久 ㊟

監査役 柿本 輝明 ㊟

監査役 新保 博之 ㊟

(注) 監査役柿本輝明、監査役新保博之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、安定的な利益配分の継続を目指すとともに、財務体質の強化を図り、将来の利益拡大のための設備投資や研究開発等に必要な内部留保の充実に努めており、各期の経営成績及び財務状況等を総合的に勘案した上で配当することを基本方針としております。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては、業績が堅調に推移し前期を上回る増収・増益を達成できたことから、前期末配当より1.5円増配することとし、1株につき3.5円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき金3.5円
配当総額 77,181,969円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年11月29日

第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制及びガバナンス体制の一層の強化を図るため、社外取締役として取締役1名を増員することとし、その選任をお願いしたいと存じます。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所 有 する 当社の株式数
ひ ら ま ち さ と し 平 町 聡 (1956年3月16日生)	1980年4月	サッポロホールディングス(株) (旧サッポロビール(株)) 入社	—
	2005年3月	同 人事総務部長	
	2010年3月	同 グループ執行役員 サッポログループマネジメント(株) 代表取締役社長	
	2016年3月	サッポロホールディングス(株) 顧問	
	2018年3月	同 顧問退任	
	社外取締役候補者とした理由		
平町聡氏は、サッポロホールディングス(株)及び関連子会社において、経営管理部門の要職や取締役等を歴任しており、企業経営に関する識見に基づき、取締役会において客観的な意見や意思決定を通じ、経営の監督を行なえるものと判断し、社外取締役候補者としたしました。			

(注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 平町聡氏は社外取締役候補者であります。

3. 当社は、平町聡氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者として同取引所に届け出ており、本総会において同氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として指定する予定であります。

4. 責任限定契約の概要について

本総会において平町聡氏が取締役に選任された場合には、当社は同氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。

第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬は、2006年11月29日開催の第14期定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社における役員報酬制度の全般的な見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額40,000千円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、前年度の業績における貢献度等諸般の事項を総合的に勘案した上で、当社の取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「取締役1名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年150,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会にて決定されます。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より、30年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割

当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間の満了前に当社の取締役の地位を退任した場合には、その退任につき、死亡、任期満了、定年その他当社の取締役会が正当と認める事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める死亡、任期満了、定年その他当社の取締役会が正当と認める事由により、譲渡制限期間が満了する前に当社取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転契約その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図



ホテルラングウッド 2階 飛翔の間

〒116-0014 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号

電話 03-3803-1234(代)

交通： JR日暮里駅、京成日暮里駅とも徒歩1分

日暮里・舎人ライナー日暮里駅徒歩3分

※当日ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

<会社説明会開催のご案内>

株主の皆様にご参集いただける折角の機会でございますので、本総会終了後、同会場において「会社説明会」を開催いたします。つきましては、ご多忙とは存じますが、ぜひご参加賜りますようお願いいたします。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。